

寒川町森林環境整備基金条例をここに公布する。

令和5年9月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第16号

寒川町森林環境整備基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、寒川町森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 森林の整備及びその促進に関する施策（以下「森林環境整備等」という。）の財源に充てるため、寒川町森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、森林環境整備等の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。